

2012年
10月15日
発行

北九州地区労連

発行：北九州地区労働組合総連合（〒802-0071 北九州市小倉北区黄金町 1-4-9 山本ビル 207号 TEL 921-0747
ホームページアドレス http://www.geocities.jp/k_roren/ Eメールアドレス k_roren@ybb.ne.jp FAX 921-0284

秋年闘要求の前進をめざす
「10・31北九州一日行動」

2012年10月31日（水）

早朝宣伝

7時 黒崎駅前
7時15分 西小倉駅
戸畑駅 門司駅

意思統一集会

9時30分 市職労本部

行政に対する要請

行政改革に対する要請
公契約条例

秋の一日総行動 31日に 秋年闘要求の前進をめざし

こんにちは。私は9月9日の第24回定期大会で事務局長に選任されました。出身単組はJMIU安川合同支部、2009年3月の安川マニユファクチャリングの大雇止めの際に雪竹委員長と出会いJMIUに加入しました。実は連合系のUIゼンセン同盟の組合で10年ほど委員長をしたことがあります。今回、北九州地区労連の事務局長という重要な任務に就くにあたり、「現在の日本で低い賃金、不安定な雇用によって苦しめられている、弱い立場の労働者、特に非正規と呼ばれる労働者によりそってその待遇の改善のために闘っていく。」ということを誓います。



誓います。
事務局長
道下哲也



加盟組合代表者会議

市の「行革」に反対します。

加盟組合代表者会議

10月4日、加盟組合代表者会議が開かれました。第24回定期大会とその後の活動について、秋年闘の闘争方針が提起されました。北九州市行政財政改革調査会第1次答申に対し地区労連としての中山議長の意見などで論議されました。反対の理由を以下の4点にまとめ述べられました。

- ① 震災・災害時の教訓を活かすことが大切
- ② 現業職場では偽装請負が発生しかねない
- ③ 各現業職場の実態と影響
- ④ コストカット一辺倒の民間委託により最賃ギリギリで働くワーキングプアの拡大が懸念される。

市への要請行動でも強く反対します

地区労連新体制の 任務分担について

統括責任者	中山議長
組織部	中山議長 道下事務局長 一ノ瀬幹事 安達幹事 西村幹事 亀田幹事
財政部	小田事務局次長 道下事務局長 (高山書記)
機関紙部	小橋事務局次長 一ノ瀬幹事 小林幹事 亀田幹事 佐野副議長
最賃対策部	入江幹事 中山議長 山口副議長
文化・レク部	永野副議長 西村幹事 西岡幹事 下田幹事
労働相談対策部	堀田副議長 道下事務局長 (地域ユニオン対策を含む) 中山議長 徳丸幹事
青年女性部	永野副議長 小橋事務局次長 高崎幹事 青柳幹事 前田幹事 安達幹事 小林幹事

雨上がり

今年も早いもので十月となりました。この季節の言葉について少し調べてみました。

- ・ 秋の語源は「あかる」「あかき」といい、稲が明るく黄金色に実り、植物が赤く色づく時期を言うそうです。暦の上で「秋」とは立秋から立冬までです。
- ・ 「山粧う」とは、晩秋に、山が紅葉や青葉で彩られた様を言うそうです。
- ・ 「秋の日はつるべ落とし」とは、秋の日は沈むのは、つるべを落としたように早いことのとえだそうです。

また、秋の花としては秋の七草が有名で、園芸植物では菊が代表格であり、野草ではコスモス、彼岸花などが知られています。空は秋が深まるにつれ入道雲に代わり、積雲、いわし雲など秋特有の雲が多くなり、空の色は青さを増し、高く見えるようになり、他の季節と比較して物寂しい印象を受けます。

しかし秋の夜空は天体観測、天体観望にも適していると言われ、年中を通して黄砂などの影響が少ない為、暗い星も含め、澄みきって見えるそうです。

総じて、食欲の秋を楽しむのもよし！スポーツの秋を楽しむのもよし！観光の秋を楽しむのもよし！植物や天文の秋を楽しむのもよし！日が沈んだ後はゆっくりと秋の夜長を楽しむとよいでしょう。また健康にも充分気をつけていきたいですね！

北九州地区労連(裏面)

事務職に産廃の選別

退職強要の嫌がらせ

北九州地域ユニオンに加盟し、不当解雇撤回求め闘っている林田久美子です。

宗像市在住で小学4年生の息子と2人・必死の生活。楽しくもあり何かと衝突もあり、波乱の日々を過ごして来ましたが、突如2人の生活を脅かす出来事が7月に起こりました。

若松区の産廃関係の業務をしている小玉商店の上司より退職強要を受け、一般事務で入職したにも関わらず、退職させるための嫌がらせが始まりました。

研修という名目のもと、真夏の炎天下、ヘルメット、安全靴を着用し、煉瓦くずの山をスコップで掻きだす作業をさせたり、産廃ゴミの手選別に行かされたり等々、執拗な嫌がらせが毎日続きました。

私は子どもと二人生きていく為・・・と涙をこらえて頑張りぬきました。めげない私に会社は、①自己退職か②肩叩きに応じるか③解雇か・・・のいずれか一つの選択を迫り、拒否すると、8月31日付けで解雇通告です。

今から生活を取り戻すための闘いが始まります。弁護士さんや北九州地区労連の仲間とともに頑張ります。応援よろしくお願ひ致します。

北九州地域一般労働組合 林田久美子

病院が有休拒否！ 1月31日 判決 仮処分裁判でも負けていながら

私は、北九州市戸畑区にある後藤クリニックに、准看護師として15年勤務していた戸田千泉です。

不妊症の治療の為、有給休暇を申請したところ拒否され、有給休暇の拒否は、労働基準法違反だと主張すると解雇されました。

私は、北九州地域ユニオンに加入し「解雇撤回」を求め話し合いを続けましたが、後藤クリニック側の主張が変わらない為、「仮処分の申し立て」をしました。

平成23年9月21日、裁判所が出した決定は、「解雇権の濫用であり無効」という内容で、「原審の決定を認可する」という結果になりました。

平成24年7月5日、私と後藤院長の本人尋問がありました。後藤院長は、具体的な解雇理由を示すことはできませんでした。平成25年1月31日が判決です。

経営者であり、医者でありながら、このような「不当解雇」は、許されません。

不妊症で悩んでいる人達、働きながら病気の治療を受けている人達、不当な解雇により生活を奪われた人達の為にも職場復帰をめざし頑張ります。

不妊治療のための有給休暇取得を、「拒否・解雇」は許せません。職場復帰をめざしがんばります！

北九州地域一般労働組合 戸田 千泉



さよなら原発！

11・11北九州集会

11月11日(日)午後2時から「反原発百万人大占拠」に呼応する北九州集会が開かれました。
時折小雨の降る中、500人余が参加しました。
集会の始まりには「うたごえ」の合唱、太鼓演奏などがあり盛り上げました。
集会は棚次代表のこれまでの全国的なたたかいの経過などの報告、各区から一言スピーチがあり集会宣言を採択しました。
15時から大勢の警察官に守られ小倉駅までデモ行進しました。

「全労連九州ブロックオルグ養成講座に参加して」 事務局長 道下 哲也

2012年10月13日(土)～14日(日)、全労連九州ブロック第9回オルグ養成講座に参加しました。当日10月13日は加盟組合の大会が重なり、夜からの参加になりました。

二日目は第二分科会、井下顕弁護士の「労働審判模擬実践講座」に参加しました。この講座は、実際に労働審判申立の際に作成、提出される書類、「申立書及び証拠」「答弁書及び証拠」「事情聴取書」をもとに、参加者が申立人、相手方、労働審判員の3班に分かれて、井下弁護士の前で実際にいろいろとやり取りをして、最後に労働審判員のグループが審判の案を出す。というものでした。

事例は、意に反する配転と介護によりメンタルヘルス不調になったエンジニアが解雇された、というもので、書類の内容だけだったら労働者側に有利ではないかと思われたのですが、やり取りの中で審判員の心証形成によって結果が大きく変わるという現実を知らされました。ちなみに、請求額238万円に対し、審判員の意見は100万円でした。大変有意義な講座だったと思います。